

様式 2

法人名： 医療法人社団 清山会

※医療法人整理番号

所在地： 仙台市泉区松森字下町8番地の1

財 産 目 録

(令和3年08月31日現在)

1. 資 産 額	3,782,078 千円
2. 負 債 額	1,241,755 千円
3. 純 資 産 額	2,540,323 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,303,572
B 固 定 資 産	1,478,506
C 資 産 合 計 (A+B)	3,782,078
D 負 債 合 計	1,241,755
E 純 資 産 (C-D)	2,540,323

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 清山会
所在地 宮城県仙台市泉区松森字下町8番地の1

※医療法人整理番号

貸借対照表

(令和 3 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	2,303,572	I 流動負債	432,583
現金及び預金	1,758,266	買掛金	25,051
医業未収金	510,721	未払金	82,754
薬品	756	短期借入金	172,955
診療材料	391	預り金	16,861
医療消耗備品	161	未払費用	110,079
消耗備品	362	未払消費税	2,772
前払費用	16,309	未払法人税等	14,405
未収入金	17,033	割賦未払金	7,703
立替金	2,809	II 固定負債	809,172
徴収不能引当金	△3,240	長期借入金	786,387
II 固定資産	1,478,506	受入敷金	22,785
1 有形固定資産	1,249,063		
土地	226,061		
建物	774,754		
建物附属設備	175,010		
構築物	12,922		
医療機械	5,991		
器具備品	27,013		
車両	27,310		
2 無形固定資産	18,592		
借地権	4,500		
電話加入権	90		
ソフトウェア	11,046		
水道加入金	2,956		
3 その他の資産	210,851		
出資金	50		
差入保証金	8,721		
敷金	74,858		
生命保険積立金	120,521		
建設協力金	6,700		
資産合計	3,782,078		
		負債合計	1,241,755
		純資産の部	
		I 出資金	20,000
		II 積立金	2,520,323
		繰越利益積立金	2,520,323
		純資産合計	2,540,323
		負債・純資産合計	3,782,078

様式 4 - 1

法人名： 医療法人社団 清山会

※医療法人整理番号

所在地： 仙台市泉区松森字下町 8 番地の 1

損 益 計 算 書
(自 令和 0 2 年 0 9 月 0 1 日 至 令和 0 3 年 0 8 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,404,712
2 事業費用		
(1) 事業費	1,310,142	
(2) 本部費	276,356	1,586,498
本来業務事業損失		181,786
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		1,780,277
2 事業費用		1,678,958
附帯業務事業利益		101,319
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業損失		80,466
II 事業外収益		
受取利息	163	
その他の事業外収益	297,662	297,826
III 事業外費用		
支払利息	10,470	
その他の事業外費用	10,334	20,805
経常利益		196,554
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	120,259	120,259
税引前当期純利益		76,294
法人税・住民税及び事業税	22,861	
法人税等調整額	0	22,861
当期純利益		53,433

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。